

# 沖縄県子ども貧困対策計画の改定について (主な改定内容)

沖縄県子ども生活福祉部  
平成31年3月

# 沖縄県子どもの貧困対策計画改定箇所(総括)

## 第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨、基本理念、基本方向、計画期間などを記載 ⇒ 改定なし

## 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題

各種関連指標を用い、沖縄県における子どもの貧困状況や影響を記載  
⇒ 各種関連指標の時点修正及び「沖縄子ども調査」により未就学児や高校生の厳しい生活実態が明らかとなったため、主な調査結果を追加

⇒ 章の構成を以下のように変更

- 1 沖縄県における子どもを取り巻く現状  
(各種関連指標(養育環境や進学状況など)の時点修正など)
- 2 子どもの生活実態調査により明らかとなった現状と課題  
(調査結果(小中学生調査、未就学児調査、高校生調査)を追加)

## 第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策

ライフステージに応じたつながる仕組みや、ステージごとの重点施策を記載  
⇒ 新たに生じた課題及び重要性を増した課題に対応した新たな重点施策、指標を追加したほか、時点修正や軽微な文言修正を行う。

## 第4章 子どもの貧困に関する調査研究

子どもの貧困の実態調査や県内外の情報収集等に努める旨記載 ⇒ 改定なし

## 第5章 連携推進体制の構築

関係機関による連携体制や、県民運動、施策評価について記載 ⇒ 文言修正<sup>1</sup>

# 第3章に掲げる重点施策の改定状況

1. 改定箇所数	重点施策	129施策⇒159施策(うち追加30、修正39箇所)
	指 標	34指標⇒41指標(うち追加7)※その他既存指標の修正等あり
	(参考指標)	9指標⇒13指標(うち追加4)※3指標を指標から参考指標に移動)

## 第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策

- |   |                     |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
|---|---------------------|----------|-------------------|-----------|-------------------|----------|--------------------|----------------|-------------------|
| 1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築   | 31施策(うち追加8、修正3箇所)   |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| 2 ライフステージに応じた子どもへの支援  | 91施策(うち追加13、修正28箇所) |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| <table><tr><td>(1) 乳幼児期</td><td>11施策(うち追加1、修正4箇所)</td></tr><tr><td>(2) 小中学生期</td><td>38施策(うち追加7、修正8箇所)</td></tr><tr><td>(3) 高校生期</td><td>27施策(うち追加3、修正11箇所)</td></tr><tr><td>(4) 支援を必要とする若者</td><td>15施策(うち追加2、修正5箇所)</td></tr></table> |                     | (1) 乳幼児期 | 11施策(うち追加1、修正4箇所) | (2) 小中学生期 | 38施策(うち追加7、修正8箇所) | (3) 高校生期 | 27施策(うち追加3、修正11箇所) | (4) 支援を必要とする若者 | 15施策(うち追加2、修正5箇所) |
| (1) 乳幼児期  | 11施策(うち追加1、修正4箇所)   |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| (2) 小中学生期   | 38施策(うち追加7、修正8箇所)   |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| (3) 高校生期  | 27施策(うち追加3、修正11箇所)  |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| (4) 支援を必要とする若者  | 15施策(うち追加2、修正5箇所)   |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| 3 保護者への支援   | 29施策(うち追加2、修正8箇所)   |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| <u>4</u> 雇用の質の改善等に向けた取組(新設)   | 7施策(うち追加7)          |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| <u>5</u> 沖縄県子どもの貧困対策推進基金  | 1施策(追加、修正なし)        |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |
| <u>6</u> 子どもの貧困に関する指標及び目標値  | 41指標(うち追加7)         |          |                   |           |                   |          |                    |                |                   |

2. 沖縄県子どもの貧困対策有識者会議 44意見

3. 県民・市町村意見の数 3意見(改定に対する意見※要望や確認事項等は除く)

# 第3章 主な改定内容

区分	改定計画(最終案)	修正意見等
つながるしくみの構築 乳幼児期	<p>◆ <u>全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるように支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。(44頁)</u></p> <p><u>※ライフステージ(乳幼児期、保護者)に再掲(乳幼児期49頁、保護者61頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <b>&lt;母子健康包括支援センターの設置促進&gt;</b>            市町村で設置が求められている母子健康包括支援センターについて、<u>全県的に設置されるよう促進していく必要がある。</u></p>
	<p>◆ <u>保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもへの尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子どもの健康並びに発育発達状態について理解を深めるとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進します。(45頁)</u></p>	<p>【沖縄県有識者会議(No.6)】            保育所の保育は、<u>保育所保育指針第1章総則に、「養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである」と示されているように、その子への尊厳をもって主体性を育むことが肝要であると明記したい。</u>子ども理解が表面的なものでなく、内面や背景の理解までを指すということ。</p>
	<p>◆ <u>未就学児の保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。(45頁)</u></p> <p><u>※つながるしくみ(小・中学生期、高校生期)に再掲(小・中学生期46頁、高校生期46頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <b>&lt;生活実態調査の実施&gt;</b>            ライフステージに応じた子どもとその保護者の<u>生活実態を調査し効果的な施策の推進につなげる必要がある。</u></p> <p>【沖縄県有識者会議(No.7)】            調査対象を明確に記載すべき。</p>

区分	改定計画(最終案)	修正意見等
つながるしくみの構築	<p>◆ <u>小規模離島町村に子供の貧困対策支援員を派遣し、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。(45頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <b>＜小規模離島町村における貧困対策の推進＞</b>  <u>小規模離島町村の中には、人材確保が困難なことなどから、貧困対策支援員が配置されておらず、支援が必要な子供が把握できていない状況となっているため、必要な支援につなげることが課題となっている。</u></p> <p>【沖縄県有識者会議(No.8)】  支援員を明確に記載すべき。</p>
	<p>◆ <u>子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。(45頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <b>＜居場所間の連携促進＞</b>  <u>現在、居場所同士のネットワークがないため、個々の居場所の取り組みが他の居場所に伝わりにくく、支援を希望する経済界等との窓口もない状況となっている。</u></p>
	<p>◆ <u>臨床心理士、社会福祉士、作業療法士など、様々な技能を有する専門家を活用し、子どもと保護者への支援を強化します。(46頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <b>＜専門家等による支援＞</b>  学校現場等において、問題行動を起こしている子どもや障害のある子どもなど<u>個々のケースに応じ、専門的見地から支援につなげることができる専門家を活用する必要</u>がある。</p>
人材の確保と資質の向上	<p>◆ <u>困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。(47頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <b>＜子どもの貧困対策に関わる専門人材の育成＞</b>  困難を抱える子どもやその保護者を支援する<u>専門人材が十分とは言えない状況</u>であることから、支援を行う側の<u>人材を育成する必要</u>がある。</p> <p>【沖縄県有識者会議(No.10)】  既存の取組で何が不足していたのか記載すべき。 4</p>

区分	改定計画（最終案）	修正意見等
乳幼児期	<p>◆ <u>乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げみがきの定着やフッ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。</u>（49頁）</p> <p>（※ 小中学生期の「生活の支援」に以下施策を掲載）</p> <p>◆ <u>児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。</u>（53頁）</p>	<p>【中間評価～改定案】  <u>＜むし歯予防＞</u>  外部機関の調査等により<u>経済状況とむし歯の関連性が指摘</u>されていることから、<u>個々の家庭や子どもたちの状況に応じた対応を講じる必要</u>がある。</p> <p>【沖縄県有識者会議(No.19)】  （小中学校での）<u>歯科検診の結果、要治療とされた児童の75.1%が未受診</u>というのは由々しき事態である。これは、<u>受診を勧奨するだけで改善されるとは思えず、未受診の理由を詳細に調査し、その対策を講ずる必要</u>があると思われる。</p>
	<p>◆ <u>子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。</u>（49頁）</p> <p>（※ 小中学生期の「経済的支援」に以下施策を掲載）</p> <p>◆ <u>子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組みます。</u>（54頁）</p>	<p>【中間評価～改定案】  <u>＜こども医療費の現物支給＞</u>  病院等の窓口で現金の支払いが困難な低所得層等に対する支援を拡充する<u>必要</u>がある。</p>

区分	改定計画（最終案）	修正意見等
小・中学生期	<p>◆ <u>児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。</u>(51頁)</p>	<p>【沖縄県有識者会議(No.13)】  <u>高校卒業後の進路未決定率の指標を改善</u>するためには、高校生期のキャリア教育だけでは不十分だと考えているため。<u>根本的な解決を図るための一つの方法として小・中・高校をつなぐキャリアパスポートの導入が、進路決定に必要だと考える。</u></p>
	<p>◆ <u>子どもの居場所が設置されていない小学校区への居場所開設を促進するため、居場所開設にかかる経費の支援や講座を実施します。</u>(52頁)</p> <p>◆ <u>子どもが安心して過ごせる居場所をさらに充実するため、民間団体等の資金を活用した居場所の設置を促進します。</u>(52頁)</p> <p>◆ <u>専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。</u>(53頁)  <u>※ライフステージ(高校生期、支援を要する若者)に再掲(高校生期57頁、若者59頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <u>&lt;居場所設置の促進&gt;</u>  <u>沖縄県内の全小学校区のうち、約70%以上で子どもの居場所が設置されていない状況</u>となっていることから、<u>居場所の設置を促進するとともに、居場所における支援の質の向上を図る必要</u>がある。</p>
	<p>◆ <u>地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、児童館職員の資質向上に関する取組を支援します。</u>(53頁)</p>	<p>【沖縄県有識者会議(No.18)】  平成30年に、7年ぶりに児童館ガイドラインが改正された。<u>児童支援に対してソーシャルワーク的な内容が書き込まれ、児童館と児童厚生員の地域資源としての期待が高まっている。</u>そのような状況を踏まえての修正。</p>

区分		改定計画（最終案）	修正意見等
小・中学生期	生活の支援	<p>◆ 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基本的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、<u>退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う</u>職業指導員の配置を拡充します。(53頁)</p> <p><u>※ライフステージ(高校生期)に再掲(57頁)</u></p>	<p>【沖縄県有識者会議(No.22)】 児童養護施設等の退所児童に対し、<u>就労及び自立に関する相談援助などのアフターケアを充実することが必要である。</u></p>
	経済的支援	<p>◆ <u>中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。</u>(54頁)</p> <p><u>※ライフステージ(高校生期)に再掲(58頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】 <u>&lt;通学費負担軽減&gt;</u> 経済的な理由により、高校生等の通学にかかる定期券代等の費用が捻出できず希望する学校への進学をあきらめたり、保護者による送迎が行われている状況があることから、これらを解消するため<u>通学費の負担を軽減する必要がある。</u></p>
高校生期	就労支援	<p>◆ ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。(57頁)</p> <p>(※ 保護者の「就労支援」に以下施策を掲載)</p> <p>◆ ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、<u>生活福祉資金</u>等)により、就業支援を推進します。(63頁)</p>	<p>【沖縄県有識者会議(No.25、No.32)】 就業相談等について、ひとり親に限定すると、共働きの低所得者層、また離婚調停が長引いたりして、<u>ひとり親として認められない方が支援を受けられないことがあるため、範囲をできるだけ広げる工夫が必要である。</u></p>



区分	改定計画（最終案）	修正意見等
支援を必要とする若者 生活の支援	<p>◆ <u>市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。(59頁)</u>  <u>※ライフステージ(高校生期、保護者)に再掲</u>  <u>(高校生期57頁、保護者61頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <u>&lt;若年妊産婦の居場所&gt;</u>          沖縄県における10代の妊娠・出産の割合は全国でも高く、若年妊産婦の中には、妊娠したことを周囲に相談できないなどサポートが十分得られないケースがあるため、<u>貧困の連鎖を断つためにも若年妊産婦を支える社会的枠組みが求められている。</u></p> <p>【沖縄県有識者会議(No.27)】          高校在学中に妊娠した女子が、<u>妊娠・出産を理由に高校を退学することなく、継続できるような支援が必要である。</u>また<u>自立に向けては就労支援だけではなく、修学支援を行い、資格取得等を目指しより安定した生活ができるよう支援する必要がある。</u></p>
	<p>◆ <u>児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるよう寄り添い支援を行います。(60頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <u>&lt;児童養護施設の退所児童等の支援&gt;</u>          児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者が<u>安定して学業に専念できるように継続して支援を行う必要がある。</u></p>
保護者 経済的支援	<p>◆ <u>貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困の連鎖の解消を図ります。(64頁)</u></p>	<p>【中間評価～改定案】  <u>&lt;可処分所得の向上&gt;</u>          貧困の連鎖を解消するためには、<u>世帯所得の向上を図る必要がある。</u></p>

#### 4 雇用の質の改善等に向けた取組

##### < 施策の方向性 >

- 県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇に繋がり、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに繋がることから、県内企業の取組みを促進します。

##### 【具体的取組】

- ◆ 労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。(65頁)
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施します。(65頁)
- ◆ 非正規従業員の正規雇用化を図る企業等に対して研修費用や専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用化の促進につなげます。(65頁)

##### 【中間評価～改定案】

##### < 雇用の質の改善等に向けた取組の推進 >

貧困の連鎖を解消するためには、県内企業の雇用の質の改善や生産性向上に向けた取組を促進する必要がある。

区分	改定計画（最終案）	修正意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るなど、積極的に人材育成を図る企業を認証する人材育成企業認証制度等の周知広報を図ります。</u>（65頁）</li> <li>◆ <u>就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点（グッジョブセンターおきなわ）を設置し、生活から就職までをワンストップで支援します。</u>（65頁）</li> <li>◆ <u>県内事業所の99%を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて、経営革新や経営基盤の強化に取り組みます。</u>（65頁）</li> <li>◆ <u>県内企業の「成長と分配の好循環」の構築を図るため、行政機関、労使団体、士業団体、支援機関等との連携を強化するなど、県内企業の積極的な取組を促進します。</u>（65頁）</li> </ul>	<p>【沖縄県有識者会議（No.35）】</p> <p><u>【具体的取組】のなかに賃金のことについても触れる必要がある。施策の方向性にある「分配することで」の文言が労働分配率のことであれば労働分配率を上げる促進を企業に行うなどの文言が必要だと考える。</u></p>

※ 上記の他、現行計画の記載内容について、時点修正や軽微な文言修正等を行っている。

# 第3章 主な改定内容(指標の追加修正等)

区分

改定計画(最終案)

修正意見等

## <目標値達成による上方修正>

No.5 養育支援訪問事業の実施市町村数(67頁)

基準値	直近値	目標値
17市町村 (H25年4月)	22市町村 (H29年4月)	31市町村 (H33年度)

【中間評価～改定案】

平成29年4月時点で目標値を達成したことから、目標値を22市町村から31市町村に上方修正する。

## <新たな施策展開に対応する指標追加>

No.9 3歳児むし歯有病率(67頁)

基準値	目標値
30.7% (H27年度)	20.0% (H34年度)

【中間評価～改定案】

新たな施策展開「乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げみがきの定着やフッ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。」に対応した指標を追加する。

## <新たな指標の追加>

No.10 沖縄子ども調査による困窮世帯の割合(未就学児)(67頁)

基準値	目標値
23.3% (H29年度)	20.0% (H33年度)

【中間評価～改定案】

「沖縄子ども調査」の結果を踏まえた指標を設定する。

乳幼児期

＜施策と指標が合わなくなったことによる見直し＞

**No.12 不登校児童が学校内外で相談機関等から  
相談・指導を受けた割合(小学校)(67頁)**

基準値	目標値
87.6% (H29年度)	90.0% (H33年度)

**No.13 不登校生徒が学校内外で相談機関等から  
相談・指導を受けた割合(中学校)(67頁)**

基準値	目標値
86.0% (H29年度)	90.0% (H33年度)

**【中間評価～改定案】**

「小学校(中学校)児童(生徒)の不登校(児童(生徒)千人当たり)を「不登校児童(生徒)が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合」に変更する。

(理由) 不登校については、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こりうるものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮する必要があるという国の指針等を踏まえ、支援にあたっては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。このため、児童生徒個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要であり、相談機関等へつないでいく連携体制を構築することが重要であることから、「相談機関等から指導・相談を受けた割合」に指標を変更

**※ 「小学校(中学校)の不登校(児童(生徒)千人当たり)」の指標は参考指標として掲載。**

**No.19 スクールソーシャルワーカーの配置人数(67頁)**

基準値	直近値	目標値
20人 (H27年度)	20人 (H29年度)	<b>24人</b> (H33年度)

**【沖縄県有識者会議】**

スクールソーシャルワーカーの配置人数については、現計画では具体的な数値目標を設定せず、順次拡大するということだが、この3年間でまったく増えていない。平成33年度までSSWを増やしていく具体的な数字をきっちり計画にも明記して、県民にわかるようにしてもらいたい。

＜新たな施策展開に対応する指標追加＞

**No.27 就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者の割合(小学生)(68頁)**

基準値	目標値
50.5% (H29年度)	48.0% (H33年度)

**No.28 就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者のうち未受診者の割合(小学生)(68頁)**

基準値	目標値
75.1% (H29年度)	73.0% (H33年度)

【中間評価～改定案】

新たな施策展開「児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。」に対応した指標を追加。

＜新たな指標の追加＞

**No.29 沖縄子ども調査による困窮世帯の割合(小・中学生)(68頁)**

基準値	目標値
29.9% (H27年度)	20.0% (H33年度)

【中間評価～改定案】

「沖縄子ども調査」の結果を踏まえた指標を設定する。

＜施策と指標が合わなくなったことによる見直し＞

**No.32 不登校生徒が学校内外で相談機関等から  
相談・指導を受けた割合(高校)** (68頁)

基準値	目標値
80.5% (H29年度)	83.5% (H33年度)

【中間評価～改定案】

※修正意見等は、No.12,13(14頁)参照。

※「高等学校生徒の不登校数(生徒千人当たり)」  
の指標は参考指標として掲載。

＜新たな指標の追加＞

**No.37 沖縄子ども調査による困窮世帯の割合  
(高校生)** (68頁)

基準値	目標値
29.3% (H28年度)	20.0% (H33年度)

【中間評価～改定案】

「沖縄子ども調査」の結果を踏まえた指標を設定する。

＜新たな施策展開に対応する指標追加＞

**No.41 正規雇用者(役員を除く)の割合** (69頁)

基準値	目標値
58.2% (H28)	62.5% (H33年度)

【中間評価～改定案】

新たな施策展開「雇用の質の改善等に向けた取組」  
に対応した指標の追加。